

## EU コーポレートサステナビリティ・デューディリジェンス指令案 最新動向 速報版

ヨーロッパニューズレター

2023年12月19日号

執筆者:

加藤 由美子  
[yu.kato@nishimura.com](mailto:yu.kato@nishimura.com)

ドミニク・クルーゼ  
[d.kruse@nishimura.com](mailto:d.kruse@nishimura.com)

### I はじめに

2023年12月14日、EU 理事会 (The Council of the European Union) および欧州議会 (European Parliament) は、コーポレートサステナビリティ・デューディリジェンス指令案 (Corporate Sustainability Due Diligence Directive (CSDDD)) の内容について暫定的な合意に至った旨のプレスリリースをそれぞれ公表した<sup>1,2</sup>。この合意はあくまでも暫定的なものであり、正式な合意のためには、今後両者による採択が必要であるが、少なくともCSDDDの成立に向けて前進していることが伺える<sup>3</sup>。

### II 背景

2022年2月23日、欧州委員会 (European Commission) は、バリューチェーンにおける人権・環境に関するデューディリジェンスの実施や開示の義務化を図ることで、企業の持続可能で責任ある行動を促進し、人権の尊重や環境問題に配慮した企業の事業活動およびコーポレートガバナンスを推進することを目指して、CSDDD案<sup>4</sup>を公表、欧州議会およびEU理事会に提出していた<sup>5</sup>。これを受けて、2022年12月1日にEU理事会はCSDDD案に対する交渉の立場<sup>6</sup>を公表<sup>7</sup>、2023年6月1日には欧州議会がCSDDD案の修正

<sup>1</sup> Council of the European Union, Press Release “Corporate sustainability due diligence: Council and Parliament strike deal to protect environment and human rights” dated 14 December 2023 <<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/12/14/corporate-sustainability-due-diligence-council-and-parliament-strike-deal-to-protect-environment-and-human-rights/>>.

<sup>2</sup> European Parliament, Press Release “Corporate due diligence rules agreed to safeguard human rights and environment” dated 14 December 2023 <<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20231205IPR15689/corporate-due-diligence-rules-agreed-to-safeguard-human-rights-and-environment>>.

<sup>3</sup> 各プレスリリースの内容が日付を維持したまま微修正される可能性がありますので、必要に応じて最新情報をご確認ください。

<sup>4</sup> European Commission, Proposal for a Directive on corporate sustainability due diligence and annex <[https://ec.europa.eu/info/publications/proposal-directive-corporate-sustainable-due-diligence-and-annex\\_en](https://ec.europa.eu/info/publications/proposal-directive-corporate-sustainable-due-diligence-and-annex_en)>.

<sup>5</sup> 加藤由美子「欧州委員会「コーポレートサステナビリティ・デューディリジェンス指令案」を公表 (速報版)」西村あさひ法律事務所ヨーロッパニューズレター2022年2月25日号 <<https://www.nishimura.com/ja/knowledge/newsletters/20220225-34486>>

<sup>6</sup> Council of the European Union, “Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937 – General Approach” dated 30 November 2022 <<https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-15024-2022-REV-1/en/pdf>>.

<sup>7</sup> Council of the European Union, Press Release “Council adopts position on due diligence rules for large companies” dated 1 December 2022 <<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/12/01/council-adopts-position-on-due-diligence-rules-for-large-companies/>>.

案<sup>8</sup>を公表し、EU 理事会と欧州議会の間で CSDDD 案についての審議が開始されていた。そして 2023 年 12 月 14 日、CSDDD 案について両者の間で暫定的な合意に至ったとのプレスリリースがそれぞれの機関から公表された。

### Ⅲ プレスリリースの概要

本ニューズレター執筆時点（2023 年 12 月 18 日）では、両者の暫定的な合意の内容を反映した指令案の文言は未公表であるが、両者のプレスリリースは、指令案の適用範囲、法令に違反した場合の制裁、企業が尊重すべき具体的な人権、環境の定義等について暫定的に合意したと言及している。

#### 1. 適用範囲

両者のプレスリリースによれば、EU 企業の適用範囲は、500 名超の従業員を擁し、かつ全世界の年間売上高が 1.5 億ユーロを超える企業とされる。また、欧州議会のプレスリリースによれば、250 名超の従業員を擁し、かつ全世界の年間売上高が 4,000 万ユーロを超える EU 企業については、少なくとも 2,000 万ユーロの売上高が、繊維、服飾、履物、森林業、漁業、鉱業、建設業界といった一定の高リスクセクターからのものである場合には、適用範囲とされる。

非 EU 企業の適用範囲については、EU 内における売上高が上記と同様の売上高の閾値を超える場合に適用範囲となるとされているが、EU 理事会のプレスリリースでは、CSDDD 発効から 3 年後という猶予期間にも言及されている。

なお、EU 理事会のプレスリリースによれば、金融業界は暫定的に適用範囲から除外されるが、影響評価の結果次第では適用対象となりうるとされている。

#### 2. 制裁

両者のプレスリリースによれば、各 EU 加盟国が、監督官庁を設定し、企業の遵守状況の監督、調査の実施、違反企業の公表や全世界の年間売上高の 5% を上限とする制裁金を課すとされている。

#### 3. 定義

暫定的な合意には、違反や侵害があった場合に人権への負の影響があると見られる具体的な権利についてのリストが含まれるとされている。このリストには、全ての EU 加盟国が批准した国際的枠組で、企業が理解できる程度に明確な内容となっているもの、たとえば、社会権規約、自由権規約を含む国際人権章典、児童の権利に関する条約が挙げられている。また、環境に関しては、土壌汚染、水質汚染、大気汚染、有害物質の排出、過剰な水利用、その他の自然資源への影響が挙げられている。

<sup>8</sup> European Parliament, "Amendments adopted by the European Parliament on 1 June 2023 on the proposal for a directive of the European Parliament and of the Council on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937 (COM(2022)0071 - C9-0050/2022 - 2022/0051(COD))" <[https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2023-0209\\_EN.html](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2023-0209_EN.html)>.

## IV 次のステップ

プレスリリースでは今後の具体的なスケジュールには言及がなく、両者の暫定的な合意は、EU 理事会および欧州議会によってそれぞれ正式に採択される必要がある。合意された文書が正式に公表され次第、動向を引き続きアップデートする。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報室 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)